

吹情個審答申第77号
令和8年5月29日
(2026年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 高橋 明男

吹田市情報公開条例第17条に基づく諮問について（答申）

(1) 令和6年7月10日付け6健健第515号で諮問を受けました「健康増進法（以下「法」という。）及び大阪府受動喫煙防止条例（以下「府条例」という。）に係る相談受理記録、文書処理カード、回答の起案決裁、現地確認、管理権原者への助言・指導等の書面や記録（請求対象期間についてのただし書省略。以下この文において「相談受理記録等」という。）（以下「本件文書1」という。）の公文書公開請求に対する令和6年3月13日付け5吹健健第1729号による公文書部分公開決定（以下「本件決定1」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求1」という。）、

(2) 令和6年8月16日付け6健健第661号で諮問を受けました「相談受理記録等」（以下「本件文書2」という。）の公文書公開請求に対する令和6年4月16日付け6吹健健第69号による公文書部分公開決定（以下「本件決定2」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求2」という。）、

(3) 令和6年11月7日付け6健健第1008号で諮問を受けました「相談受理記録等及び令和5年8月8日付け5吹健健第661号「施設における喫煙器具の撤去について（指導）」の起案決裁用紙（令和6年1月5日付け5吹健健第1338号で公開された通知文（A4サイズ1枚）の他の文書という趣旨）」（以下「本件文書3」という。）の公文書公開請求に対する令和7年3月12日付け6吹健健第1558号による公文書部分公開決定（以下「本件決定3」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求3」という。）、

(4) 令和6年12月2日付け6健健第1161号で諮問を受けました「相談受理記録等」（以下「本件文書4」という。）の公文書公開請求に対する令和6年7月31日付け6吹健健第668号による公文書部分公開決定（以下「本件決定4」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求4」という。）、

(5) 令和7年1月31日付け6健健第1392号で諮問を受けました「相談受理記録等」（以下「本件文書5」という。）の公文書公開請求に対する令和6年9月25日付け6吹健健第910号による公文書部分公開決定（以下「本件決定5」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求5」という。）、

(6) 令和7年3月28日付け6健健第1569号で諮問を受けました「相談受理記録等」（以下「本件文書6」という。）の公文書公開請求に対する令和6年11月12日付け6吹

健健第1140号による公文書部分公開決定（以下「本件決定6」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求6」という。）、

（7）令和7年7月14日付け7健健第386号で諮問を受けました「法及び府条例に係る相談受理記録、文書処理カード、回答の起案決裁、現地確認、管理権原者への助言・指導等の起案決裁や記録及び6吹健健第38-2、977、978、987、1059号それぞれの起案用紙の部分」（以下「本件文書7」という。）の公文書公開請求に対する令和6年12月18日付け6吹健健第1289号による公文書部分公開決定（以下「本件決定7」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求7」という。）、

上記7件の審査請求について、併合して調査審議を行い、以下のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）に対する市長（以下「実施機関」という。）の本件決定2に係る本件文書2の単なる位置に関する情報は公開すべきであるが、本件決定2のその余の部分は妥当である。また、本件決定1及び本件決定3から本件決定7までについては、いずれも妥当である。

第2 審査請求の経過及び審査過程

1 本件審査請求1から本件審査請求7までは、吹田市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条に基づき、請求人が行った本件文書1から本件文書7までの公文書公開請求に対して本件決定1から本件決定7までがなされたところ、これらの決定に対して請求人が実施機関に対して審査請求を行ったものである。

2 令和7年7月29日に開催された吹田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、7件の審査請求について請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様又は類似のものであることから、これらの審査請求に係る調査審議手続を併合することとし、同年8月14日付けにて請求人及び実施機関に通知した。

3 当審査会事務局から請求人に対して、本件審査請求1から本件審査請求7までについて、それぞれの審査請求の時期に応じて「弁明書に対する反論書等の提出について」の通知を送付し、反論書と口頭意見陳述を希望する場合は口頭意見陳述申立書を期限までに提出するよう求めたところ、請求人は、令和6年7月29日に本件審査請求1について、令和6年12月18日に本件審査請求4について、実施機関の弁明書に対する反論書を当審査会に提出した。同反論書には、口頭意見陳述は希望しない旨の記載も認められた。

なお、それら以外については、請求人から反論書及び口頭意見陳述申立書の提出はなかった。

4 実施機関は、令和8年2月16日に開かれた当審査会において、本件決定1から本

件決定7までの理由と背景を説明した。

第3 請求人の主張要旨

1 請求人は、本件審査請求1から本件審査請求7までに係る審査請求書において、おおむね以下の理由により本件決定1から本件決定7までに対して審査請求すると主張した。

(1) 本件審査請求1

ア 審査請求の趣旨

文書処理カード及び起案5吹健健第274-10号のうち、(1)に係る指導先事業者の名称、所在地、外観の公開を求める。

イ 審査請求の理由

条例第7条第2号に該当しない。

(2) 本件審査請求2

ア 審査請求の趣旨

文書処理カード及び起案5吹健健第274-12号のうち、指導先事業者の名称、所在地及び外観の公開を求める。

イ 審査請求の理由

条例第7条第2号に該当しない。

請求人が令和6年7月17日19時39分、●●●●●を観察すると、客に灰皿を提供し、ちょうど加熱式タバコを吸い終えたところであった。

以上のことからすると、本件情報を公開したとしても、事業活動に明らかに不利益を与えると認められるとはいえない。むしろ喫煙可能な店として知られることにより、売り上げが増え、結果として事業活動に明らかに利益を与える。

「の地下、」は、法人その他の団体に関する情報又は事業に関する情報ですらない。

(3) 本件審査請求3

ア 審査請求の趣旨

6吹健健第203号の項目1及び項目3に記載の指導先事業者の名称、所在地、外観の公開を求める。

5吹健健第661号の起案決裁用紙に記載の指導先事業者の名称、所在地の公開を求める。

イ 審査請求の理由

条例第7条第2号に該当しない。

当該事業者は通報を受けてもなお、法への違反が継続していることからすると、指導先事業者の名称等は人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である。

(4) 本件審査請求4

ア 審査請求の趣旨

令和6年度通報受理記録 No. 5に記載の法人の名称、指導先事業者の名称及び

適切に助言及び指導等を中心に行うこととしている。

加えて、法の義務違反として公表を予定していない指導先事業者の名称及び所在地を情報公開制度に基づき公開を行った場合、請求人だけでなく、一般に広く知られることにより、当該事業者の社会的信用力を失墜しかねない恐れがあるため、条例第7条第2号の規定により、非公開とすることが妥当と判断した。

2 本件審査請求3、本件審査請求4においては、指導先事業者の名称、所在地及び外観について、1において示した理由に加えておおむね以下の理由により本件決定は妥当であると主張した。

(1) 本件審査請求3について

法における違反時の対応として、まずは、適切に助言及び指導等を中心に行うこととしていることから、助言又は指導等を行うに当たっては、行政と管理権原者との間に信頼関係を構築することが重要であると考えられる。即座に違反した事業者の名称等を公表するのではなく、あくまで助言、指導及び勧告といった手順を想定していることを踏まえると、段階的に措置すべきものと考えられるため、条例第7条第2号の規定により、非公開とすることが妥当と判断した。

(2) 本件審査請求4について

指導先事業者は、これまでの市による現地確認や指導により、法や府条例における制度について一定の理解を示しているため、条例第7条第2号の規定により、現段階で人の生命、健康、生活を保護するために直ちに公にすべき情報ではないと判断した。

3 本件審査請求7においては、1において示した理由に加えて、指導先事業者の名称、所在地及び外観についておおむね以下の理由により条例第7条第4号にも該当するとしている。

条例第7条第4号においては、市の事務に関する情報であって、その性質上公開することにより、当該事務を実施する目的が達成できなくなるおそれがあると認められるものは、公開しないことができる旨が規定されている。

行政指導は、相手方の任意の協力によって、その内容である行政目的を実現しようとするものであり、相手方の協力を得るには信頼関係を構築することが重要であるが、法に違反しているため指導を受けたという事実を公開し、相手方に不利益を与えるおそれを生じさせれば、信頼関係の構築は非常に困難になる。

そのため、指導対象の事業者の名称、所在地、店舗等の外観及び外観が掲載されているURLについて、条例第7条第4号に規定する「公開することにより当該事務を実施する目的が達成できなくなるおそれがあると認められる情報」に該当すると判断し、非公開とした。

第5 審査会の判断理由

1 本件文書について

(1) 実施機関は、本件審査請求1から本件審査請求7までに係る本件文書1から本件文書7までのうち、請求人が本件審査請求1から本件審査請求7までに係る審査請

求書において指定した文書について、次のとおり特定している。

- ア 本件文書1：文書処理カード及び起案 5吹健健第274-10号
- イ 本件文書2：文書処理カード及び起案 5吹健健第274-12号
- ウ 本件文書3：文書処理カード及び起案 6吹健健第203号
起案 5吹健健第661号の起案決裁用紙
- エ 本件文書4：令和6年度受動喫煙対策記録 No.5
- オ 本件文書5：文書処理カード及び起案 6吹健健第733号
- カ 本件文書6：令和6年度受動喫煙対策記録 No.13
文書処理カード及び起案 6吹健健第965号
6吹健健第1026号
管理権原者への通知 6吹健健第977号、6吹健健第978号
6吹健健第1059号
- キ 本件文書7：文書処理カード及び起案 6吹健健第1192号
起案用紙 977号、978号、1059号

(2) 当審査会において上記本件文書1から本件文書7までを見分したところ、法及び府条例に違反する特定の事業者の事案として、請求人が行った電子メール又は市民の声による実施機関への通報に関する文書及び実施機関のその対応に関する文書であることが確認できた。

また、実施機関は、次の情報について非公開としていることが認められた。

- ア 指導先事業者の名称、所在地、外観及び店舗内（写真）及び外観が掲載されているURL（全ての文書に当該情報のいずれか又は全てが含まれる。）（以下「指導先事業者情報」という。）
- イ 請求人に係る個人情報

(3) 請求人は、本件審査請求1から本件審査請求7までの審査請求の趣旨において、指導先事業者情報に関する部分の公開を求める旨、主張している。また、請求人に係る個人情報については、何も言及しておらず、公開を求めている。よって、本件では、請求人に係る個人情報については争点に含めないこととする。

(4) 実施機関は、本件決定1から本件決定7までにおいて、指導先事業者情報については条例第7条第2号に該当するものとしている。また、本件決定7においては同条第4号にも該当するものとしている。

請求人は本件決定1から本件決定6までについては、同条第2号に該当せず、本件決定7については、同条第2号及び第4号に該当しない旨を主張している。

(5) 以降で上記(2)アの非公開情報について、同条第2号及び第4号の該当性について検討する。

2 法に基づく行政指導及び行政処分について

法第30条第1項は、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない旨を規定している。

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。以下同じ。）は、法第31条に基づき、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができ、また、特定施設等の管理権原者が法第30条第1項の規定に違反しているときは、法第32条第1項により、勧告することができる。その上で、その勧告に従わなかったときは、同条第2項により、その旨を公表することができる。また、特定施設等の管理権原者が勧告に係る措置をとらなかったときは、同条第3項により、都道府県知事は、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ、その命令に違反した者には、法第76条第1項により、罰則（過料）の適用があるとされている。

3 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにその他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるものについては、非公開とする旨を規定している。また、条例第7条第2号ただし書において、「ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「イ 市民生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報」を除くと規定している。

(2) 実施機関は、先述のとおり、本件決定1から本件決定7までにおいて、指導先事業者情報を条例第7条第2号に該当するとして非公開としている。

一方、請求人は実施機関の助言及び指導等に反して違法が継続していることからすると指導先事業者情報を公開しても事業活動に明らかに不利益を与えないとせず、むしろ集客効果が期待でき利益を与え、条例第7条第2号に該当せず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であると主張している。

(3) 実施機関が条例第7条第2号に該当するとした指導先事業者情報は、法等に違反する当該事業者を特定するものである。一般的に、ある特定の事業者が法等に違反する行為を行った事実が公になると、その事業者の社会的信用性を損なわせるなど、競争上の地位に悪影響を及ぼし、その後の事業活動に重大な支障を及ぼすおそれがあることが十分に考えられる。

また、実施機関は、ヘアサロンに対しては、繰り返し指導及び助言を行った結果、灰皿の撤去等の対応をしていることもあり、勧告には至っていないとのことである。その他の指導先事業者についても法や府条例における制度について一定の理解を示しているとのことである。

法は、事業者に勧告を行った後、当該勧告に従わなかったときは、その旨の公表を予定しているものであり、勧告の前段階である指導及び助言において、公表を予定しているものではない。法はいわゆる制裁としてその旨の公表を予定しているこ

とから、情報公開請求による公開は、法の趣旨から外れるだけでなく、法に基づいて認められている実施機関の裁量権を侵害すると言える。このことからすると、本件決定1から本件決定7までの各決定時点において、指導先事業者が実施機関から指導及び助言を受けていたが、自身を特定する情報を公開され、勧告を受けた場合と同様の不利益を容認すべきとまでは認められないと思料する。

以上のことから、指導先事業者情報について、条例第7条第2号本文に該当し非公開とした実施機関の判断は妥当である。

- (4) 請求人は、本件審査請求3及び本件審査請求4においては当該情報が条例第7条第2号ただし書アに該当する旨、主張している。

「吹田市情報公開条例 趣旨と解釈」によると、条例第7条第2号ただし書アの情報は、法人等の事業活動に起因して現に発生している人の生命等に対する危害や財産等への重大な影響を緩和したり、その拡大や再発を防止するため、あるいは、将来発生する可能性が高い人の生命等への危害、財産等への重大な影響を未然に防止するため公開することが必要な情報をいうとある。また、条例第7条第2号ただし書イの情報については、法令の規定に違反する事業活動又は法令の規定に違反しないまでも、相当数の市民が日常生活を営む上での影響が発生するなど、社会通念に照らして、著しく社会的妥当性を欠く事業活動に関する情報をいい、また、将来発生する可能性の高い場合の未然の防止のために必要な情報をいうとある。

実施機関によると、これまでの市による現地確認や指導により、ヘアサロンは、灰皿を撤去しており、また、その他の指導先事業者についても法や府条例における制度について一定の理解を示しているため、現段階で人の生命、健康、生活を保護するために直ちに公にすべき情報ではないと判断したとのことであった。この実施機関の判断に不合理な点があるとは言えない。

よって、本件決定3と本件決定4においては、条例第7条第2号ただし書には該当しないため、指導先事業者情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

- (5) 単なる位置に関する情報について

本件決定2に係る本件文書2において、請求人が法人その他の団体に関する情報又は事業に関する情報ではないと主張している「の地下、」という部分については、実施機関においても当該部分が法人その他の団体に関する情報に該当しないことから公開するとしている。

当審査会としても当該部分は、単なる位置関係を示すのみであり条例第7条第2号が規定する「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの」に該当しないため、公開すべきと判断する。

4 条例第7条第4号該当性について

- (1) 条例第7条第4号は、市の機関、国等の機関若しくはその他の公共団体の機関が行う、監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等に係る事務若しくは事業に関する情報であって、その性質上公開することにより、当該若

しくは同種の事務若しくは事業を実施する目的が達成できなくなり、又は当該若しくは同種の事務若しくは事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものについては、非公開とする旨を規定している。

(2) 実施機関は、本件決定7において、指導先事業者情報を条例第7条第2号並びに条例第7条第4号に該当するとして非公開としている。

一方、請求人は、指導先事業者情報は条例第7条第2号並びに条例第7条第4号に該当しないと主張している。

(3) 実施機関は、行政指導は、相手方の協力により、その行政目的を実現しようとするものであり、相手方の協力を得るには信頼関係の構築が重要だとし、法に違反し指導を受けたという事実の公開は、相手方に不利益を与えるおそれを生じさせ、信頼関係の構築は非常に困難になると主張する。

行政指導の一般原則として、行政指導の内容が相手方の任意の協力によって実現されるものであることを踏まえると、実施機関と指導先事業者との間の信頼関係構築の重要性は高いものと思料する。

また、前述のとおり、法は、勧告に従わなかった事業者に対して、その旨を公表することができるのとされているところ、情報公開請求に対する公文書の公開という形で先に勧告に従わなかった事業者を公表することになれば、当該事業者が実施機関に対して不信感を募らせ、信頼関係の構築や構築された信頼関係に影響を及ぼすことが容易に予想され、今後の同種の事務若しくは事業の公正かつ適正な執行に著しい支障をおそれがあると認められる。

よって、本件決定7において、条例第7条第4号に該当するため、指導先事業者情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

5 条例第7条各号該当性の明確化について

実施機関は、本件決定1から本件決定6までの指導先事業者情報を条例第7条第2号に該当するものとして非公開としている。

しかし、実施機関の主張する指導先事業者情報を非公開とする理由の中には、条例第7条第2号と第4号の内容が混在しているものもある。

条例第7条第2号は、法人等に関する情報について、公開することにより、事業活動に明らかに不利益を与えると認められる場合は非公開にできる旨を規定しており、条例第7条第2号該当性の判断には、法人等に対する単なる不利益のおそれではならず、当該情報が公表されることによる不利益として、例えば顧客との間の信用上の問題、取引先との関係の不利益等のように法人等に関する競争上の地位に影響することが必要だと考えられる。

一方で第7条第4号は、実施機関等の事務事業の執行に関する情報について、公開することにより、事務事業を実施する目的が達成できなくなり、又は事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものについては、非公開にできる旨を規定している。

実施機関は、条例第7条第4号の該当性について行政指導による行政目的の実現には、相手方との信頼関係構築に基づく協力を重要とし、法に違反しているため指導を

受けたという事実を公開し、相手方に不利益を与えるおそれを生じさせれば、信頼関係の構築は非常に困難になることを主張しており、これは審査会としても首肯できるものである。

審査会としては、これに加えて、法が勧告に従わなかった事業者に対して、いわゆる制裁としてその旨の公表を予定しているものであるにもかかわらず、情報公開請求に対する公文書の公開という形で先に勧告に従わなかった事業者を公表することになれば、法の趣旨から外れるだけでなく、法に基づいて認められている実施機関の裁量権を侵害するものとなると思料する。

本件決定1から本件決定6までにおいては、非公開とする情報について条例第7条各号の該当性を明確にし、非公開とする理由を示すべきであった。

- 6 当審査会は以上の理由に基づいて、本答申の第1において示したとおりの結論に達した。